

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と帯広地方石油業協同組合（以下「乙」という。）並びに、帯広地方石油業協同組合幕別支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

- 第1条 災害時等において、甲は、乙及び丙、並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。
- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
 - (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供
 - (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
 - (4) 乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
 - (5) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
 - (6) 乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する緊急要請及び簡易な応急手当等の支援
- 2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

- 第2条 乙及び丙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲以内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断した時は、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

- 第3条 乙及び丙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

- 第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙及び丙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

- 第5条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときはその費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

- 第6条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給等の際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

- 第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙等が協議して定めるものとする。

(協定の推進)

第8条 甲は、災害時に乙及び丙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道知事からの「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」(平成23年4月1日付け商金第1861号北海道知事通知)に沿って、ガソリンスタンド等を営む中小企業者等への受注機会の確保・拡大に配慮をするものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲と乙及び丙等は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 乙の支部である丙、及び丙の会員の災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について、甲は協力するものとする。

(町民への周知)

第10条 甲と乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について町民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙及び丙等から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙及び丙等が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 5月16日

甲 中川郡幕別町本町130番地
幕別町
幕別町長 岡田和夫



乙 帯広市西3条北1丁目20番地2
帯広地方石油業協同組合
理事長 高橋勝坦



丙 中川郡幕別町錦町42番地
帯広地方石油業協同組合 幕別支部
支部長 笹井守

